

意見交換会実施結果報告書

別紙2

番 号	24-4
案件名	中野区子ども・子育て支援事業計画(第3期)(素案)について

1 意見交換会の実施状況(自治基本条例第14条の規定に基づき実施したもの)

(1) 実施概要

合計実施回数	7 回	
合計参加人数	79 人	

No.	日 時	会 場	参加人数	区側出席者(職名)
1	12月10日(火) 19時～20時30分	オンライン	2 人	子ども政策担当課長、 子育て支援課長、すこ やか福祉センター調整 担当課長、幼児施設整 備担当課長
2	12月11日(水) 10時～12時	上高田児童館※1	8 人	子ども政策担当課長
3	12月11日(水) 14時～17時	上高田児童館※2	25 人	子ども政策担当課長
4	12月13日(金) 16時～19時	中野東図書館 ティーンズルーム※2	8 (大人2 人 人含む)	児童相談所副所長
5	12月15日(日) 10時～11時30分	中野区役所	6 人	子ども政策担当課長、 子育て支援課長、すこ やか福祉センター調整 担当課長、保育園・幼 稚園課長、児童相談所 副所長
6	12月18日(水) 10時～12時	南中野児童館※1	12 人	児童相談所副所長
7	12月18日(水) 15時～18時	南中野児童館※2	18 人	児童相談所副所長

※1 乳幼児親子を対象とし、オープンハウス形式(意見交換会の時間内において、都合の良い時間に参加できる形式)で実施。

※2 子どもを対象とし、分かりやすい資料を用いて説明を行い、オープンハウス形式で実施。

●配付書類

中野区子ども・子育て支援事業計画(第3期)(素案)

●特記事項

・乳幼児親子向け、子ども向け意見交換会を実施 ・「中野区社会的養育推進計画(素案)」に対する意見交換会との合同開催にて実施
--

(2) 意見交換会における意見・質疑の概要と区の見解・回答

合計意見数	46 件
-------	------

※合計意見数には、電子メール等により寄せられた個別意見及び団体等の意見を含む。

意見・質疑の概要等は別紙2-1「計画(素案)」に対する主な意見の概要及びそれに対する区の方考え方」のとおり。

(3) 意見交換会における意見により変更した箇所とその理由

意見交換会での意見の主旨を踏まえ、記述を見直した。

変更した箇所は、別紙2-2「計画(素案)から計画(案)への主な変更点」のとおり。

2 その他の参加の手続き実施状況(個別意見の提出、団体等との意見交換等)

あり

(1) 個別意見の提出

種 別	意見数
窓口	0 件
電子メール	2 件
ファクシミリ	1 件
電子申請	15 件
電話	0 件
郵送	0 件
計	18 件

(2) 団体等との意見交換の実施状況

合計実施回数	4	回
合計参加人数	134	人

実施団体名等は別紙2－3「計画(素案)に関する関係団体等意見聴取実施結果一覧」のとおり

(3) 個別意見の提出、団体等との意見交換等に関する特記事項

個別意見及び団体等の意見については、別紙2－1に含む

計画(素案)に対する主な意見の概要及びそれに対する区の考え方

NO.	主な意見の概要	区の考え方
第2節 子どもと子育て家庭を取り巻く状況		
1	国際化が進展する中、子どもたちに対してどのように対応しているか。特に一時保護所については、ハラル対応や多言語対応できるような支援があれば良いと感じる。	一時保護所において、ハラルについては必要に応じ入所時に児童や保護者と確認している。多言語に関しては、全ての言語には対応できないが、筆談を利用する等、児童が安心して過ごせる環境を個別に相談しながら対応している。
2	21ページ「区の7歳から15歳までの人口と区立小・中学校の児童数・生徒数の推移」は、ともに増加し続けている。これ以上この世代の子どもが増えたと、対応できるのかが疑問である。 中野駅周辺の再開発による住戸数の増加なども踏まえて、区としてどのような対策を行うのか十分に検討していただきたい。	中野駅周辺まちづくりによる人口増加も踏まえて、保育所や学童クラブなどを十分確保できるよう、市街地再開発事業の施行事業者に働きかけていくなど、必要な対策を行っていく。
第3節 需要見込みと確保方策		
3	幼稚園の特定負担額補助について、補助金の制度や詳細(所得制限など)が区によって異なることはあるが、近隣区で実施している制度を中野区で実施できないか。中野区に今後も住み続け子育てをしていきたいと思える制度を早急に検討・実施していただきたい。	幼稚園の特定負担額等補助金に関しては、入園時に一括で支払う特定負担額等について補助しているところであり、令和7年度より増額する予定である。
4	保育園について、認可園や区立園の施設数を減らす、定員の見直しで保育士一人あたりが受け持つ子どもの数を減らす、あるいは保育士定数以外にサポート保育士を配置することや、大規模園(150人前後)においては1クラスの定員数を大胆に減らすことがあってもよいと思う。ゆとりある保育を実現してほしい。	各施設からの要望に応じ、柔軟に定員の変更を行うことにより、保育の需要に対する必要な定員の適正な確保を行っていく。
5	幼稚園や認定こども園への補助金が少ない。補助金が少ないことが子ども人口の減少に影響していると思う。他区の取組も参考にいただき、中野区でも幼稚園や認定こども園への支援策を検討してほしい。	認定こども園に対する給付費は公定価格により定められた金額で園へ給付している。 また、令和7年度より、私立幼稚園の入園料に対する補助金を増額する予定である。
6	気軽に相談できる体制が重要であり、身近なところで、気軽に安心して相談できる場所があると良い。もっと色々なところで相談できるよう、場所が増えてほしい。(※)	児童館などの子どもの遊び場や居場所において、相談しやすい雰囲気づくりや職員の能力向上に努めていく。 意見を踏まえ、「①利用者支援事業」の「事業概要」に、「誰もが気軽に相談できる体制を整え、」を追記する。
7	子育てひろば事業について、「乳幼児の外遊び」の要素を加えてほしい。	公園等が隣接していないなど、子育てひろばの実施場所の状況によっては外遊びの実施は難しいところであるが、来年度から移行する乳幼児機能強化型児童館においては、隣接公園を活用した乳幼児の外遊びを充実していく。
8	妊婦健康診査について、42ページの内容は少ないと感じる。個々の状況に応じて、検診の回数を増やすなどの対応を行ってほしい。特に、超音波検査の回数は4回だと少ないと感じるので、改善してほしい。	国の定める望ましい受診回数をもとに助成を行っているため、超音波検査の回数を4回から増やすことは難しい。なお、妊婦健康診査については、多胎児を妊娠した方は、14回に加えさらに5回分の助成を受けられる。 意見を踏まえ、「③妊婦健康診査」の「事業概要」及び「需要見込みと確保方策」に、「多胎児を妊娠した方は19回分」を追記する。

9	子どもショートステイ事業について、制度として18歳まで利用できるとしておきながら、実際はそういった運用になっていないことがおかしいと思う。	高校生年代が利用できる子どもショートステイ事業所は、現在、協力家庭のみとなっているが、令和7年度中に、2～18歳を対象とした子どもショートステイ事業所を設置し、幅広い年齢の利用に対応できるようにする予定である。
10	子どもショートステイ事業について、乳児院が上鷺宮にしかなく、そこまで子どもを連れていけない。南部地域に新しい施設をつくるか、補助金などを支給してほしい。また利用方法についても複雑で、フルタイムで働きながらタイムリーに利用することが難しいため、手続の簡素化をしてほしい。	令和7年度中に、2～18歳を対象とした子どもショートステイ事業所を設置する予定である。また、令和7年4月からは、利用申請手続を電子申請とし、手続の簡素化を図る。
11	子どもショートステイ事業などは、近くに祖父母が居ない家には、必要なサービスだと思う。(※)	令和7年度中に、一軒家やマンションの一室などを活用し、自宅と同じような環境で安心して過ごせる場所で実施する。利用する子どもが楽しく泊まることができるよう、一緒にご飯を食べたり、同年代や異年齢の子どもと遊んだり、一人でゆっくりしたりできるよう、活動や時間の使い方を工夫した運営とする。
12	知らない人の家に泊まるのは恥ずかしいという気持ちもある。子どもショートステイ事業など、宿泊を伴う預かりサービスは、家と同じくらい安心できる環境であってほしい。(※)	意見を踏まえ、「⑥子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）」の「 <u>需要見込みと確保方策</u> 」に、「子どもにとっても楽しく成長できる場所であり、保護者にとっても躊躇なく安心して預けることができるよう」を追記する。
13	一時保育について、事前の予約や持ち物がないと利用できないなど、手続が煩雑であるため、改善してほしい。親が急遽、病院にいけないといけなこともあるので、すぐに使えるような仕組みや、里親と連携した対応なども検討してほしい。	手続の簡素化や他の方策との連携については、他自治体の取組なども研究しながら、今後検討していく。 なお、区立保育園については、2回目以降の利用の場合であれば、当日朝9時まで予約を受け付けている。 意見を踏まえ、「⑧一時預かり事業」の「 <u>需要見込みと確保方策</u> 」に、「また、手続の簡素化について、検討していきます。」を追記する。 併せて、「⑥子どもショートステイ事業」の「 <u>需要見込みと確保方策</u> 」に、「また、利用手続の簡素化により利便性の向上を図ります。」及び、「⑩病児・病後児保育事業」の「 <u>需要見込みと確保方策</u> 」に、「また、手続の簡素化についても進めていきます。」を追記する。
14	一時保育について、枠が少なくすぐに定員が埋まり利用できないので、利用定員を増やしてほしい。	私立保育園のうち、定員や保育室に余裕のある園に対し、一時保育を実施するための環境整備の補助などの支援を行っているところであり、令和6年度は実施園を1園拡充する予定である。 今後も一時保育のニーズや私立保育園の状況を踏まえながら、拡充に向けて検討を進めていく。
15	一時保育について、保育園での事業実施ではなく、例えば図書館など公共施設と併設されたような、身近な施設で事業実施してほしい。	いただいたご意見や区民のニーズを踏まえ、他自治体の取組なども研究しながら、保育園以外の公共施設を活用した事業実施について今後検討していきたい。
16	一時保育について、利用方法が非常に複雑かつ紙ベースであり、使いづらいと聞いている。 また、一時保育を土日に利用できるよう、拡充することはできないか。	区立保育園の一時保育については、中野区公式LINEから児童登録・予約を行えるよう、利便性向上に向けた改善を行ったところである。 土日の利用について、私立保育園では各園の判断により一時保育実施日を定めているところであるが、区立保育園に関しては土曜日の利用が可能である。
17	一時預かり事業について、当日枠をもっと増やしてほしい。また料金を安くしてほしい。条件ごとに利用できる優先度を分けてほしい。	事前に勤務等の予定を立てたい保護者の方もいるので、当日枠ということで別に確保するのは難しい。一時保育は要件をそれほど限定していない事業のため、条件で優先度を設けるといこともなじまない考える。

18	ファミリー・サポート事業について、手続や要件が煩雑で利用したくても利用できなかった。もう少し簡易にしてほしい。	ファミリー・サポート事業は他のサービスとは異なり、会員の相互援助という性質で成り立つため、登録時の講習受講が必要になっている。今後、より利用しやすくするための検討を行っていきたい。
19	病児・病後児保育事業はニーズは高いが、実施場所が少なく利用できないことが多いため、拡充してほしい。 また、今後新たな病児・病後児保育施設については、駅の近くでの事業実施を検討していただきたい。	病児保育施設については、地域偏在を解消するため、令和7年度に1施設拡充する予定である（中部・南部地域）。事業者の公募にあたっては、立地や利便性の観点も踏まえて、選定を行っていく。 また、利用状況を鑑みつつ計画期間内でさらなる病児・病後児保育施設の拡充を図るかどうかについて検討していく。
20	病児保育事業について、江古田地域でしか実施しておらず、区南部にはないため新設してほしい。	
21	病児・病後児保育事業について、申込方法が非常に煩雑かつ複雑で働きながら利用できる仕組みになっていないと感じる。オンラインでの面談を導入するなど、働いている人でも簡単に利用できるように手続を簡素化してほしい。	病児・病後児保育事業の手続の簡素化については、他自治体の取組なども研究しながら、今後検討していく。
22	自分が小さい頃は祖父母が自分の面倒を見てくれたが、妹が大きくなってから祖父母の体調も悪く、両親がいざというときの預け先に困っていたようだったので、一時保育や病児・病後児保育など、預かりサービスが拡充するのはとても良いことだと思う。（※）	令和7年度以降、病児・病後児保育事業、一時保育、子どもショートステイ事業など、様々なサービスの拡充を予定している。
23	預けるか否かは家庭が判断すれば良いと思うので、サービスの量は多い方が良い。（※）	
24	特別な支援を必要とする子どもについて、28ページによれば未就学児の発達支援対象者件数が増えている。一方で、学童クラブの需要見込みについて、53ページでは高学年のうち「特に保育の必要性が高い児童」に係る需要見込みを横ばいとしているが、全員が利用できるよう需要見込みを増やしていく必要があるのではないかと。	令和4年度以降、低学年で特別な支援を必要とする児童数はおおよそ横ばいであることから、令和7年度以降、高学年で特別な支援を必要とする児童数も横ばいであると需要見込みを算出しているが、それを上回る確保方策の実施を予定しているため、支援を要する児童が増加した場合でも利用することができる見込みである。 <u>意見を踏まえ、「⑪-1 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」の「需要見込みと確保方策」に、「なお、障害等により特に保育の必要性が高い児童数が見込みより増加した場合でも、需要見込みを上回る確保方策の実施を予定しているため、学童クラブを利用することができる見込みです。」を追記する。</u>
25	学童クラブについて、低学年は利用しやすいが、小学4年生以降の高学年の児童については、本当に利用したい児童が利用できていないのではないかと。 また、学童クラブの空き状況は学区によって地域格差が大きく、小学4年生以降の子どもたちの過ごし方について、相談先もわかりづらい。 その他、障害者手帳を持っており、放課後等デイサービスを利用しているが、放課後等デイサービスの利用は塾に該当するため、中抜けできないことになっている。もっと柔軟に対応していただけないか。 発達障害の子どもは今後も増えてくると思われる。他区の実施状況なども踏まえ、必要な支援が必要な子どもに届くように取組を進めてほしい。	小学4年生以上で特別な支援を必要とする場合は学童クラブの利用を申請することが出来る。特別な支援を必要とする児童とは、身体障害者手帳、愛の手帳等の認定を受けている、あるいは発達について病院で診断を受けたり施設等に通所や相談をしていて自己管理が難しく放課後自立した生活が困難な場合である。 学童クラブは、子どもの入退室管理や安全確保のため、学校以外の場所へ行ってから学童クラブを利用することを認めていないが、今後、他区の実施状況や運営上の課題等を踏まえ、放課後等デイサービスを利用してから学童クラブを利用することについて検討していく。

26	学童クラブの小1、小4の壁があるが、定員に対して満員の状態であると聞いている。もっと定員を拡充してほしい。	小学校の改築等に合わせて学校内にキッズ・プラザ併設学童クラブの整備を進める。キッズ・プラザ併設学童クラブを整備済みの小学校区については、児童館内学童クラブを縮小・廃止していくことが原則だが、待機児童の発生が予測される場合は、児童館内学童クラブの運営を暫定的に継続する。また、中長期的に待機児童の発生が見込まれる場合は、特色ある民間学童クラブの新規開設や暫定的な定員拡充を行うなど、必要な面積及び人員、環境等を確保する。
27	学童クラブの利用要件について、障害者手帳を取得をしていなくても、放課後を1人では安全に過ごせないようなグレーゾーンの児童もいる。要件の緩和ができないか。	身体障害者手帳の認定を受けていなくても、小学4年生以上で特別な支援を必要とする場合は学童クラブの利用を申請することが出来る。特別な支援を必要とする児童とは、身体障害者手帳、愛の手帳等の認定を受けている、あるいは発達について病院で診断を受けたり施設等に通所や相談をしていて自己管理が難しく放課後自立した生活が困難な場合である。
28	キッズ・プラザが未整備である学区の児童に対しては学年関係なく安心して安全に放課後を過ごせるような対応策をお願いしたい。	キッズ・プラザは、学校施設の改築等に合わせて整備を進めていく。放課後の居場所については、児童館の開館日時を拡充するとともに放課後の居場所の周知広報を強化を行い、安全・安心に過ごせる放課後の居場所を提供していく。
29	キッズ・プラザはルールが多く、自由に遊びづらい。先生にもよく注意される。もう少しルールを緩やかにしてほしい。(※)	子ども会議の開催や、日常的に子どもの声を聴くことによりおもちゃ、本・漫画の充実を図るとともに、ルールの見直しを行うなど運営の改善を図っていく。
30	場所にもよるが、キッズ・プラザはルールが多いうえに児童館に比べておもちゃ、本・漫画など魅力が少ない。(※)	意見を踏まえ、「⑪-2キッズ・プラザ事業、放課後子ども教室推進事業」の「事業概要」に、「キッズ・プラザでは日常的に子どもの声を聴き、子どもの意見を取り入れた運営を行います。」を追記する。
31	産後ケア事業について、年齢制限や有効期限をもう少し改善してほしい。	国のガイドラインにおいて産後1年までの時期が目安とされているため、中野区では産後1歳以降の事業については、実施をしていない。また、乳児の発達状況や、その時に必要な支援内容を鑑み、産後ケア3種類の対象月齢を区分している。産後サポート事業は、産後の母体の回復がまだ十分でないことや育児にまだ慣れていない状況から、より育児に不安が高まる時期に行うこととしている。
32	すこやか福祉センターや児童相談所の事業において、オンライン相談に取り組んでいるか。予約をとって出向くというのが大変な方もいると思うので、オンライン相談を推進してほしい。	すこやか福祉センターにおいては、表情を見て雰囲気を感じ取る観点、顔の見える関係づくりの観点から原則は対面での面談となるが、体調不良や急な里帰りなど、必要に応じてオンラインでの面接を行っている。 児童相談所においては、継続した関係作りのために対面や家庭訪問での面接を基本としている。遠隔地に所在している場合などにオンライン面接は行っており、今後も相談者のニーズに合わせて対応を検討したい。 意見を踏まえ、「⑱妊婦等包括相談支援事業」の「事業概要」に、「なお、体調不良や急な里帰りなど、必要に応じてオンラインでの面接を行います。」を追記する。

33	こども誰でも通園制度について、申込の可視化・使いやすさを追求してほしい。制度設計について、利用できる児童について、優先順位をつけた制度設計をしたほうが良いのではないか。	令和8年度以降の本格実施に向けては、令和7年度までの試行的実施に係る事業実績等を踏まえ、効果的な事業展開に向けた必要な検討のもと、制度設計を行う。 また、令和7年度からは、私立の保育所等におけるこども誰でも通園制度とは別途、区立保育園において要支援家庭の児童を対象とした預かり支援を実施する。
34	こども誰でも通園制度について、実施場所が遠い。今後はどのように事業展開していくのか。区民向けには本制度についてどのように周知・広報しているのか。	事業展開について、令和7年度においては実施規模を更に拡充する方針である。令和8年度以降については、国の動向を注視しつつ、どのような事業実施が可能となるか検討していく。 広報について、区ホームページに掲載しているほか、区報、なかの子育て応援メールを活用することにより周知をしている。
35	こども誰でも通園制度について非常に期待しているが、次の5つの点について気になっている。 ①実施施設を拡充させることはできないか。 ②事業量が少ないように感じる。 ③兄弟で同じ園に預けることができないか。 ④兄弟を家庭で育てている家庭を優先的に利用できるようにすることは検討できないか。 ⑤利用料金はどの程度か。通常の保育園と同様、第一子が3歳から無料、第二子以降は無料となると思うが、そのような制度設計は可能か。	①令和7年度においては実施規模を更に拡充する方針である。令和8年度以降については、国の動向を注視しつつ、どのような事業実施が可能となるか検討していく。 ②需要の見込みは、区内すべての未就園児が一人月10時間（令和9年度までは月3時間）まで利用可能とした場合に必要となる枠（ひと月あたりの保育可能時間数で割り返したもの）により算出している。 ③・④預かりの形態・方法等については、制度の利用状況、事業実績等を踏まえ検討していく。 ⑤令和7年度においては国の制度設計に基づき、原則一人1時間あたり300円とする予定である。
36	こども誰でも通園制度について、就労要件を問わず子育て支援をしていくことは必要であるが、保育現場では、保育士不足と不十分な面積基準によるもので保育が行われている現状である。場所や集団になじんでいない子どもがここに参加するには、1対1でその子どもに対応できる体制が必要と考える。そのため、一時保育などの専用室がある園で行うことも良いのかと思う。一時保育事業のほうも職員体制が充実できるのではないか。本格実施に向けてはこれらの点に十分配慮してほしい。	こども誰でも通園制度の実施方法、一時保育事業との整理については、令和7年度までの試行的実施に係る事業実績等を踏まえ、継続的に検討していく。
第4節 計画の推進		
37	子育てサービスに関する情報の入手方法が分からない。また、様々なイベントに関する情報を取得しやすくし、一覧で見れるようにするなどの工夫をしてほしい。 区報の中で子育てサービスを紹介したり、公式LINEやなかの子育て応援メールでイベント情報を発信してほしい。	子育てサービスの周知・広報は重要であると考えており、区報や区ホームページでの情報発信のほか、子育て支援ハンドブック「おひるね」において、目的別に必要に応じた情報が取得できるよう、定期的に更新を行っていく。 また、なかの子育て応援メールをLINEで配信しており、妊娠期・子育て期などそれぞれの状況に応じたタイムリーな情報を発信している。引き続き子育て家庭のニーズに合わせた媒体を活用し、効果的な広報・周知を実施していく。
38	広報・周知方法については、LINEやXなどのSNSを積極的に使った方が良いと思う。(※)	意見を踏まえ、「1計画の推進体制」に「(5)各事業の広報・周知の実施」を新設し、「区ホームページや区報をはじめとした情報発信を行うほか、子育て支援ハンドブック「おひるね」では、目的別に必要に応じた情報が取得できるよう定期的に更新します。また、LINEやXなどのSNSの活用や、効果的に情報を得られる動画による情報発信など、子育て家庭のニーズに合わせた媒体を活用することで、各事業の広報・周知を実施します。」を追記する。
39	動画での広報・周知が効果的である。動画の場合は、長いよりも短いもの、ショート動画の方が好ましい。(※)	
40	どこで相談できるかについて、動画で見られたらもっとみんなに広まると思う。(※)	

その他		
41	ひとり親家庭向けの支援について、特に高齢保護者や、父子家庭向けの支援を充実させてほしい。	ひとり親家庭への支援については、区役所で相談の窓口を設けて専門相談員を配置したり、「ひとり親家庭のしおり」の新たな冊子を作成するなど、充実を図ってきたところである。一方で、父子家庭に絞った個別の取組は行っておらず、今後の検討課題としたい。 なお、父親向けの講座の拡充については、引き続き検討を行っていく。
42	「かんがる一面接」にはすこやか福祉センターの保健師が原則参加しないとのことだが、産前・産後の支援については、相談しやすい人間関係づくりが大切である。各地区の担当保健師と産前に顔合わせが出来ているよいと思う。	妊娠届出時やかんがる一面接では、委託事業者が対応することが多いので、地区担当保健師と面接することは難しいが、妊婦の希望やハイリスク等の状況があれば、産前に地区担当保健師が面接等を行っている。
43	学童クラブやキッズ・プラザ、児童館以外にも、子どもの居場所として、常設のプレーパークを設置してほしい。	江古田の森公園への常設プレーパーク設置に向けて、令和6年度は試行的なプレーパーク事業を実施し、子どもをはじめ保護者や地域の意見等を伺ったところである。これらを踏まえ、整備や運営内容等について検討し、令和7年度中に常設プレーパークを開設する予定である。
44	中高生の居場所が少ないと感じる。若宮児童館は中高生機能を強化すると聞いて期待しているが、本来はそれぞれの地域ごとに機能分けされた施設を設けるのではなく、全てのことが1つの地域で完結できることが理想だと考えている。他地域の子どもが別地域の施設を利用するのはハードルが高いと感じる。区内には空きスペースがまだあるのではないかとわれ、そのような場所を活用して、中高生が楽しく、安全に過ごせる場所がほしい。また、区役所にも子どもの放課後の居場所があれば良いと思う。	児童館は0歳から18歳までの子どもと保護者を対象とした地域の身近な居場所として機能しているが、現状の施設規模・設備等においては、中高生年代のニーズに対応した機能としては限定的である。 今後、区は中高生年代を対象とした事業を強化した児童館を配置するとともに、中高生年代の利用に特化した施設として、中高生年代向けの拠点施設の整備を検討している。施設整備には相当期間を要するため、区有施設等を活用した中高生年代向けの居場所事業の実施について、令和7年度に拡充を予定している。
45	中高生の遊び場、活動の場が少ないため、増やしてほしい。利用料金がかからず、みんなで集まれる場所がほしい。(※)	
46	特別な支援を必要とする子どもの居場所として放課後等デイサービスがあるが、空きがなく利用しにくい。また、ベビーシッター利用支援事業を利用しているが、特別な支援を必要とする子どもを見ることが出来る人材に限りがあり、利用しにくいというえに、利用料金が高くなる。特別な支援を必要とする子どもについては、補助を上乗せするなどしてほしい。	特別な支援を必要とする児童の場合のベビーシッター利用支援事業の補助金額の上乗せについて、現在実施の予定はないが今後の検討課題としたい。

○ 意見の概要は、区分整理の関係から、提出された意見の分割や同趣旨の意見等の統合を行っている場合がある。また、個別性の高い意見については掲載を省略している。

○ 子どもからの意見については、意見の概要に(※)を表示している。

計画(素案)から計画(案)への主な変更点

項目	頁	主な変更点	別添1の 該当意見
第2節 子どもと子育て家庭を取り巻く状況	25	「東京都における育児休業取得者の有無」 育児休業の内訳を追加	—
	29・ 30	「子どもが放課後に過ごす場所の状況」について、最新の調査結果によるデータの差替	—
第3節 需要見込みと確保方策	40	「①利用者支援事業」の「事業概要」に、「誰もが気軽に相談できる体制を整え、」を追記	No.6
	42	「③妊婦健康診査」の「事業概要」及び「需要見込みと確保方策」に、「多胎児を妊娠した方は19回分」を追記	No.8
	46	「⑥子育て短期支援事業(子どもショートステイ事業)」の「需要見込みと確保方策」に、「子どもにとっても楽しく成長できる場所であり、保護者にとっても躊躇なく安心して預けることができるよう」を追記	No.11・ 12
	46	「⑥子育て短期支援事業(子どもショートステイ事業)」の「需要見込みと確保方策」に、「また、利用手続の簡素化により利便性の向上を図ります。」を追記	No.13 と関連
	49	「⑧一時預かり事業」の「需要見込みと確保方策」に、「また、手続の簡素化について、検討していきます。」を追記	No.13
	51	「⑩病児・病後児保育事業」の需要見込みと確保方策に、「また、手続の簡素化についても進めていきます。」を追記	No.13 と関連

項目	頁	主な変更点	別添1の 該当意見
第3節 需要見込みと確保方策	52	「⑪-1放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」の「需要見込みと確保方策」に、「なお、障害等により特に保育の必要性が高い児童数が見込みより増加した場合でも、需要見込みを上回る確保方策の実施を予定しているため、学童クラブを利用することができる見込みです。」を追記	No.24
	53	「⑪-1放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」の「需要見込みと確保方策」について、北原小学校の新校舎供用開始時期の変更に伴い、「確保方策」の数値修正。これに伴い表下※中における表記削除	—
	54	「⑪-2キッズ・プラザ事業、放課後子ども教室推進事業」の「事業概要」に、「キッズ・プラザでは日常的に子どもの声を聴き、子どもの意見を取り入れた運営を行います。」を追記	No.29・ 30
	54	「⑪-2キッズ・プラザ事業、放課後子ども教室推進事業」の「需要見込みと確保方策」について、北原小学校の新校舎供用開始時期の変更に伴い、「需要見込み」及び「確保方策」の数値修正。これに伴い表下※中における表記削除	—
	59	「⑩妊婦等包括相談支援事業」の「事業概要」に、「なお、体調不良や急な里帰りなど、必要に応じてオンラインでの面接を行います。」を追記	No.32
第4節 計画の推進	65	「1計画の推進体制」に「(5)各事業の広報・周知の実施」を新設し、「区ホームページや区報をはじめとした情報発信を行うほか、子育て支援ハンドブック「おひるね」では、目的別に必要に応じた情報が取得できるよう定期的に更新します。また、LINEやXなどのSNSの活用や、効果的に情報を得られる動画による情報発信など、子育て家庭のニーズに合わせた媒体を活用することで、各事業の広報・周知を実施します。」を追記	No.37～ 40

計画(素案)に関する関係団体等意見聴取実施結果一覧

No	団体名	実施時期※	対面・ 電子メール	団体出席 者数
1	私立幼稚園長会	令和6年12月25日	電子メール	20
2	民間保育所・認定こども園等 連絡会	令和6年12月18日 令和6年12月25日	対面 電子メール	97
3	認証保育所長会	令和6年12月25日	電子メール	7
4	子どもの権利委員会	令和6年12月25日	電子メール	10

※実施時期：電子メールによる意見聴取の場合は、意見聴取の締め切りの日付を記載